



しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう
障害者差別解消法で
 たいしょう ひと ぶんや
対象となる人と分野。

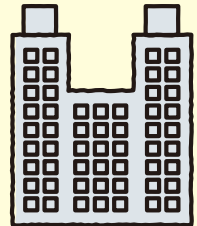
1 **対象となる「障害者」とは？**

しょうがいしゃてちょう も ひと しょうがい しゃかい たてもの せいど
 障害者手帳を持っている人だけではなく、障害や社会のしくみ(建物や制度など)
 にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうとう せいげん う ひと たいしょう
 によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けているすべての人を対象にして
 しょうがいじ ふく
 います(障害児も含まれます。)

しんたいしょうがい 身体障害の ひと ある人	ちてきしょうがい 知的障害の ひと ある人	せいしんしょうがい ひと 精神障害のある人 はつたつしょうがい (発達障害の) ひと ふく (ある人も含む)	なんびょう 難病などにより、 こころ しんたい 心や身体のはたらきに しょうがい ひと 障害のある人
---	--	--	--

2 **対応が求められるのは？**

やくしょ
 ○ **役所**
 くに とどうふけん くしちょうそん やくしょ
 国や都道府県、区市町村といった役所などのことをいいます。



かいしゃ みせ
 ○ **会社・お店など**
 かいしゃ みせ しょうひん う おな
 会社やお店など、商品を買ったり、同じサービスなどを
 く かえ おこな ひと
 繰り返し行う人たちなどをさします。



3 **対象となる分野は？**

がっこう びょういん こうつう きかん いんしょくてん しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ぜんぱん はば
 学校や病院、交通機関、飲食店など障害のある人の日常生活や社会生活全般の幅
 ひろ ぶんや たいしょう しょうがいしゃこよう かか ぶんや しょうがいしゃこようそくしんほう
 広い分野が対象です(障害者雇用に係る分野については、「障害者雇用促進法」が
 てきよう
 適用されます。)

いっばん ひと こじんてき しょうがいしゃ せつ ばあい こじん しそう げんろん たいしょう
 ※一般の人が個人的に障害者と接するような場合や、個人の思想、言論などは対象にしていません。

